

訪問リハビリテーション重要事項説明書

<令和7年6月1日現在>

1 訪問リハビリテーションが提供するサービスについての相談窓口

電話番号 024-946-6145

相談受付：月曜～土曜 8：30～17：00（日曜・祝日・元日を除く）

2 介護老人保健施設啓寿園の訪問リハビリテーション概要

<施設の名称>社会医療法人あさかホスピタル併設介護老人保健施設啓寿園

<所在地>福島県郡山市安積町笹川字経坦31番地

<介護保険指定番号> 介護老人保健施設 啓寿園（福島県 0750385015号）

①設置主体：社会医療法人 あさかホスピタル ②竣工：平成3年3月

③事業許可：令和3年9月1日

3 職員構成：

・医師（入所・通所と兼務）：医学的対応を行います。（管理者：従業者の総括管理、指導を行います。） 1名以上

・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士：リハビリテーションプログラムを作成し機能訓練の実施に際し指導を行います。 1名以上（兼務者含む）

4 営業日及び時間：月曜日から金曜日までの13：00～17：00（土日祝日・元日を除く）

5 通常の事業の実施地域：郡山市内全域（湖南地区、熱海地区、中田地区を除く）

須賀川市内の一部（仁井田地区、滑川地区）

6 サービス内容

リハビリテーション：心身機能の維持、回復を目的に理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士がご利用者様に適した訓練プログラムを評価、作成、実行いたします。

7 利用料金

① 別紙料金表参照

* 介護保険適用の場合でも保険料の滞納により、介護給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合はいったん1日あたりの利用料金を頂き、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日市町村の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。

② 支払い方法：毎月ご利用月の請求書を翌月15日までに送付しますので、原則口座振替によるお支払い（27日）か月末までの施設窓口による現金もしくは所定のクレジットカード一括でのお支払いをお願い致します。お支払い頂きますと領収書を発行します。

8 サービスの利用方法

* 居宅サービス計画作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談下さい。

① サービスの利用開始：まずは、お電話等でお申し込み下さい。主治医からの指示と介護支援専門員との相談の上で、訪問リハビリテーション計画を作成し、サービスの提供を開始します。主治医が当施設の医師でない場合には、主治医から提供される診療情報が必要となります。初回の利用までに主治医からの診療情報提供書を発行して頂くようお願い致します。

② 3ヶ月に一度、リハビリ計画書を作成するにあたり、当事業所の医師の診察が必要になります。

③ サービス利用計画の終了

1 ご利用者様のご都合でサービス利用を終了する場合、サービス終了を希望する1週間前までに文書でお申し出下さい。

2 当施設の都合でサービスを終了する場合：人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。

3 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。

- ・ ご利用者様が介護老人福祉施設等に入所した場合。
- ・ ご利用者様がお亡くなりになった場合

介護保険給付でサービスを受けているご利用者様の要介護認定区分が非該当(自立)、または要支援と認定された場合。

④ その他の契約解除

- ・ 利用者又は身元保証人が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにも関わらず15日以内に支払わない場合や利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合又は利用者の入院もしくは病気等により3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態である事が明らかになった場合。
- ・ 利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が、事業者や事業者職員または他の利用者に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他、この契約を継続し難いほどの背信行為又は反社会的行為を行った場合。
- ・ 利用者又は利用者の家族、身元保証人その他関係者が事業者職員に対して、カスタマーハラスメントと考えられる行為その他これに準ずる言動、身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメント行為その他これに準ずる言動を行い、事業者がサービス継続困難であると判断した場合。この場合、契約終了14日前までに文書で通知致します。

・ 当施設が正当な理由なくサービスを提供しない場合、当施設が守秘義務に反した場合、当施設がご利用者様やそのご家族様に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、やむを得ない事情により当施設を閉鎖または縮小する場合、ご利用者様は文書で解約を通知する事によって即座にサービスを終了する事ができます。

9 当施設の訪問リハビリテーションの特徴

事業目的

要介護状態と認定されたご利用者様に対し、介護保険法令の趣旨に従って訪問リハビリテーション計画を作成、実施し、ご利用者様の心身機能の維持・回復を図ることを目的としています。

1 運営規定では、訪問リハビリテーション計画に基づいて、理学療法、作業療法、言

語療法、その他必要なりハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図り、利用者が1日でも長く居宅での生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努める。

- 2 当施設では、介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- 3 サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。
- 4 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

(3) 施設利用にあたっての留意事項

- ・サービス利用中の飲酒・喫煙は禁止と致します。
- ・サービス利用中の布教活動はご遠慮ください。

(4) サービスご利用のために

従業員への研修の実施	有
サービスマニュアルの作成	有

10 緊急時及び事故発生時の対応方法

サービス提供中に容体の変化やその他必要があった場合は、事前の打ち合せにより主治医、救急隊に連絡するなど必要な措置を講ずる他、ご家族の方、居宅介護支援事業者に速やかに連絡致します。また、場合によっては、行政機関等にも連絡をとり必要な措置を講じます。

11 サービス内容に関する相談・苦情

①相談窓口 電話 024-946-6145

苦情受付担当：磯海 弘行 苦情解決責任者：施設長 佐久間 正
事務長 今村 剛久

②その他：当施設以外に、区市町村等の相談・苦情窓口でも受け付けています

(福島県国民健康保険団体連合会 024-528-0040

郡山市介護保険課 024-924-3021 福島県運営適正化委員会 024-523-2943)

12 虐待の防止等

当事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことが

できるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

- (2) 虐待防止のための指針を整備する。(虐待または虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法を含む)
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

13 法人の概要

- ・法人種別. 名称 社会医療法人 あさかホスピタル
- ・代表者役職. 氏名 理事長 佐久間 啓
- ・本部所在地. 電話番号 福島県郡山市安積町笹川字経坦 45 番地 024-945-1701
- ・定款の目的に定めた事業
本社は、病院・診療所・介護老人保健施設を経営し、科学的かつ適正な医療及び疾病負傷等により、寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

14 第三者評価の有無について・・・無し